第3章

は、

家庭で水道水をそのまま飲んでいる人は、

水道水の基準値



72

断水すべきか? それが問題だ

こういうジョークがある。

┗ 最も身近で特殊な基準値

末期がん患者の悪性腫瘍からも検出される。 り、自動車のブレーキの効果を低下させる。 の主成分である。 「一酸化二水素(Dihydrogen Monoxide:DHMO)という物質には温室効果があり、 このような危険があるにもかかわらず、 地形の浸食を引き起こし、多くの材料の腐食を進行させて電気事故の原因とな この物質は、 また、 さらに、大量に吸引すると死亡することもある。 重篤なやけどの原因となりうるだけでなく、 工業用の溶媒、 冷却剤、 原子力発電、 酸性雨 発

泡スチロールの製造など、多様な用途で用いられている。さまざまな動物実験にも使われるし、 各種のジャンクフードなど多くの食品に添加され、 水道水中にも大量に含まれている。

はたして、このDHMOの使用を規制すべきだろうか?」

危険な物質は法律で規制すべきだと考えてしまうものだ。 物質であっても、否定的で扇情的な言葉を並べられると、 じつはこのDHMOとは、化学式でいえばHO、すなわち水のことである。 もちろん、実際には水そのものが規制されるということはない。だが、 人はいともたやすくだまされ、そんな 水道水に含まれている

正体はありふれた

基準値の一つといってもいいだろう。 さまざまな物質については、 基準値が設けられている。ごくありふれたものだけに、最も身近な

は、 では日本人の6割が「世界で最もおいしい水が飲める国は日本」と回答している。 本の水道への誇りがあるようだ。 現在は先進国ならばたいていの国では、水道水をそのまま飲んでも問題ない。しかし日本に 安全な水道水を飲むことができる国はごく限られている、と考えている人も多く、 日本人には日 ある統計

その一方で、水道水の安全性に不安を感じている日本人も少なくない。東京・大阪・

全体の25%しかいない。

これに対し、

浄水器を通

は 別に、 水道水質基準は、 塩素による消毒も水道法で義務づけられている。 20 1 $\overline{4}$ 年4月現在、 51項目が定められてい る (表3-2)。

	項目の種類	項目数	
健康	(安全性)に関する項目	31	
	病原性微生物の代替指標菌	2	
	無機物・重金属(ヒ素、硝酸など)	11	
	有機物(溶媒など)	7	
	消毒副生成物	11	
性状	無機物・重金属 (ヒ素、硝酸など) 11 有機物 (溶媒など) 7		
	着色 (アルミニウムなど)	5	
	味(塩化物イオンなど)	5	
	カビ臭・臭気	3	
-	発泡 (界面活性剤)	2	
	基礎的性状	5	

表3-2 水道水質基準51項目の内訳 れない といえる。 拠がよくわからない項目もあるが)。 前までの基準値に従った」とあるだけで算定根 3年の改正にともなって根拠も示され、 明確なものが多いが、水道水の基準値は200 基準値の特徴3(一度決まるとなかなか変更さ ーネット上で読むことができる(もっとも「以 これらの意味で水道水質基準は特殊な基準値 また、 水道水質基準を決める二つの 本書で示すように基準値には根拠が は水道水の基準値には当てはまらな インタ

朩

更新の年月	項目数	おもな変更点
1958年7月施行	30	消毒の必須化
1966年5月	26	ケイ酸、硫酸削除など
1978年8月	26	カドミウム追加など
1992 年 12 月公布 (1993 年 12 月施行)	46	有機塩素化合物(トリハロメタン、ベンゼンなど)・農薬・セレン追加、ヒ素基準値強化など
2002年3月	46	鉛基準値強化
2003年5月	50	項目の見直し(大腸菌群から大腸菌への変 更、ホルムアルデヒド・臭素酸追加など)
2008年4月	51	塩素酸追加
2009年4月	50	1,1- ジクロロエチレン削除
2010年4月	50	カドミウム強化
2011年4月	50	トリクロロエチレン強化
2014年4月	51	亜硝酸態窒素追加

量は概して、 第2章)

微々たるものである。

ノロウイル

に比べ、

水道水由来の発がん性物質の

食品中の自然由来の発がん性物質

水道水質基準のおもな推移

って、

かない」という特徴がある。そういう理由もあ 違って水道水には「選択できない」「代替がき

水道水の水質基準は1958年に施行さ

生ガキなどの食品に由来する。 スなどの病原性微生物についても、

しかし、

食品と

たいていは

れて以来、

の更新頻度は顕著で、

プロ

口

ーグで述べた

とくに1992年に20項目が追加されて

たびたび更新されている (表3-

水を飲む人は33%である。 パーの持ち帰り用の水・ウォー た水を沸かして飲む人は17%、 してから飲む人は しかし水道水は、 食品より 水道水や浄水器を通 もはるか ター ボトル水・スー サー に安全性 バ 1 0

74

また、

基準と

よる汚染や、「シアン」や「水銀」の超過が判明した場合は、 に、必要な対策を講じる、 いる住民へ周知するなどの対応をとると決められている。 定期的な水質検査によって基準値の超過が判明した場合には、 とされている。とくに一般細菌や大腸菌といった「病原性微生物」に 給水を停止し、 ただちに原因を究明するととも その水を使用

のほかに、「性状に関する20項目」も設けられている。性状とは、 これらは水道水の健康 などを指し、飲むうえでの風味や入浴、 日常生活のさまざまな用途に使われる。 (安全性)に関する側面から見た規制だが、 そのため水道水質基準には「健康に関する31項目」 トイレ、洗濯などのさまざまな利用において支障が 色や味、 水道水は飲むだけ 臭い (安全性とは では

では、具体的に水道水質基準の例をいくつか見ていこう。

起きないと考えられるいちばん低い値が、

性状に関する基準として定められている。

● 銅の基準を決めたのは「洗濯」

ントなどから意識的に摂取されることもある。 しばしば水道水に溶けこむ。 銅は鉱山排水、 2003年の基準値改正では、 工場排水に含まれるだけでなく、 一方で、銅はヒトにとって必須元素でもあり、 銅の摂取総量が 給水装置にも銅管が使われていることから、 日 10 嘘までならば、 健常な成 食品や栄養サプリメ 人にとっ

されたもので、日本も含めてさまざまな国が、水道水の基準値を設定するうえで参考にして ものである。WHOの飲料水水質ガイドラインは法的拘束力のあるものではなく、指針として提示 ントから銅を摂取しても、一日当たり10幅の摂取に達しないような濃度として、 な健康影響は見られないとされた。そこで、 いう基準が、安全性の観点から定められた。 性状の観点からは、洗濯などへの利用と、 これはWHOの飲料水水質ガイドラインに準拠した 一日2~3Lの水道水を飲み、 味覚の面から検討された。水道水中の銅濃度 食品や栄養サプリメ 2嘅/L以下と

防止)からは1啷/Lという値が示され、 響よりも、 こうして、安全性の観点(毒性評価) 洗濯物 への影響のほうが低い濃度で生じるため、 からは2曜/Lという値が、 最終的には、 1 mg これが基準値となったのである。 /Lが採用された。 性状の観点 ヒトへの (洗濯物の着色 健康影

2・5噚/Lを超えると、

が1嘎/Lを超えると、

洗濯物に着色が生じる。

味覚については、たとえば水道水中の

50%の人が銅特有の渋味を感知できるという。

● 亜鉛の基準を決めたのは「お茶の味」

度を規制する必要はなく、 亜鉛も鉱山廃水や工場廃水のほか、 銅と同じく、ヒトにとって必須元素である。 その基準値は、 水道管からの溶出などで水道水に含まれることがある物質 性状の観点からのみ定められている。 亜鉛の場合は、 安全性の観点からは水道水の濃

値 発がん性 基準値設定において化学物質は3つに分類される ○は「あり」、×は「なし」を示す すものと、 いる これらの知見にもとづき、 毒性

化学物質の毒性は、 急性毒性と慢性毒性に分ける

も影響が生じる毒性で、著しく重篤な場合、たった ことができる。 度の摂取で死を招くこともある。 急性毒性とは、 その物質を短い期間だけ摂取し て

性がある化学物質にも、その発がんメ することで影響が生じる毒性 がん性があるものとないものがある。 内臓に異常をきたす。 毒性とは、 遺伝子を直接傷つける形で発が そうでないものとがある。 長期間にわたってその物質を摂 慢性毒性を示す物質には、 で、 たとえば歯 さらに発がん カニズムによ んを引き起こ 日や骨、

❶急性毒性があるも **図** $\overline{3}$

がある化学物質は次

基準値を定めるうえで

の3種類に整理され

だんその名を耳にすることが少ない

の観点から定められてい

る。

これに対して、

安全性の観点から問題になる指標のほとんどは、

それらに関する水道水の基準値は

いず

ħ

性状

Š

化学物質である。

銅と亜鉛は比較的なじみのある物質であり、

毒性から見た化学物質の分類

0 3 mg

/Lと定められている。

守るために定められた基準値がある。

ない。

亜鉛の水道水質基準値は、

日本の文化を組み込んだユニークな値といえるだろう。

なお、

第8章で述べているように、

して定められた。

なお、

WHOの飲料水水質ガイドラインでは、

これらを検討した結果、

亜鉛においては、

お風呂で汲みおきしたときに表面などに油膜が生じる

沸騰すると油状の膜を形成し、

不快な渋味 い味が損

が

お茶の味が損なわれないように1g

3 mg

、Lを超えると白濁や被膜

/Lが基準

お茶の味に関する

述は

5

/ L以上になると、

水道水が1g

L 以 上

の亜鉛を含むと、

沸騰させたときに白く濁

ŋ

0

なわれ

/L以上では、水が白濁しやすくなり、

によって水が受け入れられなくなる可能性があるとされているだけで、

は達成できないのだ。

水道水質基準と環境基準では、

水道水質基準

 $\widehat{\stackrel{\cap}{\mathbb{I}}}$

Ĺ

を満たしてい

る水道水でも、

環境基準

目的がまったく異なるからである。

これについては亜鉛の基準値は、

河川

おい

て 0

水質の基準には「環境基準

こという、

水生生物の ・湖沼に

生態系を

この調査結果の解釈には、

くつか注意を要する。

第3章

ル

ではない。

また、

調査結果をまとめた論文によれば、

事例が報告されて数

❷非発がん性 0 慢性毒性、 または遺伝子を傷つける形では な V 発が L 性 があるも

80

閾値はないものとみなす。このような物質を「閾値なし」の化学物質という。 摂取量を閾値とい そして、 ❸遺伝子を傷つける形での発がん性があるも ❶❷の場合は、 い、このような物質を「閾値あり」の化学物質と呼ぶ。 ある一定の摂取量までなら健康へ 0) 悪影響が生じないとみなす。 ❸の場合は、そうした ごく微量の摂取で

以下に、❶~❸のそれぞれの場合の基準値を見ていく♥、影響が生じる可能性があるとみなすのである。

述べているので参照していただきたい。 験にもとづく方法である。 なお、基準値を算出する方法は一般的に二つある。 それぞれの算出方法や意味の違い ヒトの疫学デー は第5章 - タを用 (四塩化炭素とセレン) Và 、る方 動物実 で

硝酸態窒素および亜硝酸態窒 • • 10急性毒性

の井戸水に高濃度で含まれる場合がある。 水質基準値が定められている。 肥料などに使われる硝酸態窒素および亜硝酸態窒素は、 これらの物質は土壌中で除去されにくいため、 乳幼児への急性毒性の観点から、 農地や牧場の近く 水道

乳幼児が短期間に、 ある一定量以上の硝 酸態窒素および 亜 硝 酸態窒素を摂取すると、 メ Ŧ

井戸水を飲んだ乳児が、チアノーゼを起こした事例がある。 海外では乳幼児の死亡事例も報告されていて、 ノーゼを起こす症状で、 ビン血症を起こす場合がある。 唇や爪が紫色を呈することからブルー・ メト ヘモグロ 日本でも36・2 9 ビン血症とは、 体の臓器が酸素不足にな Ź L ベビー症候群とも呼ば の硝酸態窒素を含む自宅の れる。

れは米国で1951年に発表された、 ロビン血症の事例数との関係を調べた疫学調査にもとづいている。 飲み水に含まれる硝酸態窒素の濃度と、 乳児の メ ŀ \wedge 、モグ

日本では、

硝酸態窒素および亜硝酸態窒素の水道水質基準値

には 10 mg

/Lと定められ

7

窒素の合計量として10㎏/Lとされた。 硝酸態窒素と同時に測定することができることから、 L以上になると見られるようになり、 の場合には、 その調査結果が、表3―3である。メトヘモグロビン血症の事例は、 報告された事例はない。亜硝酸態窒素の濃度は硝酸態窒素と比べて非常に低 とくに20g/Lを超過すると多くなる。 水道水質基準値は、 硝酸態窒素濃度が 硝酸態窒素と亜硝 一方、 10 mg $\tilde{1}1$ L 以 пg

とは限らないことである。 10 mg 、L以下では報告例がないからといって、 「報告事例がないこと」と、「今後も起こる可能性がないこと」はイコ メトヘモグロ ビン血症が絶対に起きな

ヵ月が経過してか

第3章	水道	[]K()	左
第「から、閾値は一日当たり15㎏/㎏と8㎏/㎏の間にあるとみなし、低いほうの一日当たり15㎏草」 この結果、8㎏投与したグループにのみ、体重の減少や胃粘膜壁の異常などが観察されたこ	昭、20回のホルムアルデヒドを飲み水に混ぜて与えて、2年間継続して観察したものである。	オスのラットを四つのグループに分け、ラットの体重1㎏当たり、それぞれ0㎏、1・2㎏、	さん 100mm (100mm) (10

83

調査対象の州	メトヘモグロビン 血症全体の報告数 と死亡数 🛕				のうち、硝酸態窒素濃度(mg/L)のデータが得られた報告数の濃度ごとの内訳				₿の合計€
	死亡数	女/	報告数	0~10	11~20	21~50	51~100	101 以上	0
カリフォルニア	0	/	1	0	0	0	1	0	1
ジョージア	3	/	6	-	-	-	-	-	0
イリノイ	6	/	75	0	1	4	12	11	28
インディアナ	0	/	7	0	0	0	1	0	1
アイオワ	13	/	数件	0	0	0		1	2
カンザス	3	/	13	0	0	2	2	8	12
ミシガン	0	/	7	0	0	0	0	. 7	7
ミネソタ	14	/	139	0	2	25	53	49	129
ミズーリ	0	/	2	0	0	0	0	2	2
ネプラスカ	1	/	22	0		4	9	8	22
ニューヨーク	0	/	2	0	0	0		0	1
ノースダコタ	1	/	9	0	1	10	0	6	8
オハイオ	0	/	0	0	0	0	0	0	0
オクラホマ	0	/	0	0	0	0	0	0	0
サウスダコタ	0	/	数件	-	-		-	-	
テキサス	0	/	0	0	0	0	0	0	0
バージニア	0	/	7	0	0	0		0	1_
合計	39	/	278以上	0	5	36	81	92	214
c に占める B の割合 (%)			0	2	17	38	43	100	

安全と危険をはっきりと区別

できるような飲み水中

-の正確

基準値が設定され、

水道水質

ただし一方で、このように

が管理されることで、

安全性

とはできない

な硝酸態窒素濃度を決めるこ

表3-3 乳児のメトヘモグロビン血症の事例数と硝酸態窒素濃度

「現時点では、

乳児に対する

うな説明を追加している。

を引用しながら、

以下のよ

衆衛生協会の委員会のコメン

著者ウォルトン氏は、 分もあるという。

米国公

ころ、 以上厳しくする必要性は見当たらない が確保されてきたことも重要な事実である。 ている水から、 基準値をより厳 利用者に負担の増加 メト しくすれば安全性はそれだけ高まるが、そのためのコストもかかる。 ヘモグロビン血症が報告された事例はない。この実績が持つ意味は大きい。 (具体的には水道料金値上げを意味する) のである。 少なくとも現時点までに、 を強い 水道水質基準値が守ら てまで基準値をこれ 現在のと

ム ア ルデヒド ∵ ❷ 閾値 ありの慢 性

どの消毒剤が反応することで生成される。 られる化学物質である。水道水ではおもに、 を起こした「犯人」として話題になった。 ホルムアルデヒドは接着剤や塗料などに含まれ、 ル デヒドの基準値は、 動物実験の結果か 2 012年には関東地方で広範囲にわたる水質汚染事 水中に含まれるさまざまな有機物と塩素やオゾンな ら算 いわゆるシックハ 出され て r.V る。 ウス症候群の原因として知 この実験は、 2 8 0 匹 0 15

酸態窒素濃度が測

ることもたびたびあったよう

数字の正確さに欠ける部

この論文の

第3章

 $\frac{2}{0}$

2年5月に利根川やその支川の浄水場で、基準値の2倍超に相当する、

最大

0

6

Adverse Effect Level」(NOAEL)という。日本語では「無毒性量」と訳すことが多いが、 ㎏までなら毒性影響 はな のためにNOAELを「ゼロリスクとなる量」と誤解している人も多い ル(この が「観察されなかった量」を意味する。 場合は一日当たり15㎏ いものと判定され た。 kg なお、 のことを、 このような毒性影響が見られないと判定さ いわば日本語訳は「誤訳」であり、 専門用語では「No Observed

84

きめに見積もることになる 絞りこむような研究もなされてきているが、 数字は、不確実性を経験的に見積もって用いられてきたものである。最近では不確実性の程 が生じる) て、基準値が算出される。人間のほうがラットより感受性が高い(NOAELより低い あわせて100倍の安全を見込んだ不確実性係数(UF:安全係数ともよばれる) OAELが判定されると、通常、 可能性や、 人間にも感受性が高い人がいる可能性を考慮したもので、「10倍 ラットと人間の種差として10倍、 知見やデータが十分でなければ、 人間 0 不確実性係数を大 個 人差 とし 二という 量で毒性 て

を見込んだ。これにより、 0 1 5 mg たガス状のホルムアルデヒドを吸入すると発がんの可能性があることを考慮し、 ホルムアルデヒドの場合は、 烟とされた。そして、 一日に摂取可能な上限値は、 風呂などの温水 ヒトが摂取するホル から空気中 ムアルデヒド 15 mg $\dot{\sim}$ 揮発する kg の のうち、 1000分の 可能性 水道水由 が あること、 もう 1にあたる 一来は20 10 倍 揮発し 0) 0

見積も ŋ $0.015 \text{mg/kg} \times 0.2 \times 50 \text{kg/2L} = 0.08 \text{mg/L}$ (残りの 80%は食品など)、体重50 kg Ø が 日2Lの水を飲むと仮定し

という計算から、 水道水質基準値は0・08㎏ /Lと定められた。

じる濃度よりも十分に低い 水質ガイドライン第3版)。 不確実性係数は考慮せず、 本の水道水質基準の多くが従っているWHOの飲料水水質ガイドライ と思われる。実際には、この物質は水から揮発しにくく、吸入によって取り込む量は少ない。日 いとすら かし、 しているのである(2011年刊行の飲料水水質ガイドライン第4 揮発したホルムアルデヒドの吸入による影響まで加味したのは、 ガイドライン値を0・9㎏/Lとしている(20 濃度でしか存在しないことから、ガイドライン値を設定する必要が さらにその後、 ホルムアルデヒドは飲料水中では、健康に シも、 揮発・吸入に関する 04年刊行 /々、 問題が生 0 の飲料水

ち以上 して、 が講じら Ĺ の行列ができたという。 ホルムアル れることなく河川に流れ込んでしまい、下流の浄水場で消毒のために使われた塩 ホルム 千葉県では約35万7 アルデヒド デヒド が生成されたのである。 が検出された。 000世帯が断水となった。 産業廃棄物のヘキサメチレンテトラミンとい のため、1都4県の浄水場で取水停止 地域によっては給水所に 2時間待 素と反応 の対策 質が

響は、 れば、

項目によって大きく異なる。

基準値を超過したらただちに断

水すべき場合もあ

状況によっては、

むしろ断水すべきではない場合もあるのだ。

値に用 慢性毒性の結果から定められたものであり、 かりにこの 13 ていれば、 上乗せした値である。 水を数日 基準値超過という判定にはならなかった。 は 前述のように、 間利用したとしても、 もしほかの物質と同様にWHO ホルムアルデヒドをラットに2年間投与して観察され しかも、 現時点で得られて 揮発と吸入を見込んで不確実性係数をさら この程度のホルムアルデヒド のガイドライン値を水道水質基準 いる科学的知見にもとづ た

86

くない」という声も聞いた。 まで汚染が続くのかもわからなかった。 未知の化学物質が含まれていることを水道事業体の関係者は心配していたそうだ。 この解釈は原因がわかったいまだからできることで、当時はホルムアル また、 筆者は関係者から「キズものをお客さまに届 デヒド 加えて、 外 13 つ

ば、そのリスクはまったくないか、

ほとんど無視できるほど小さなものだったのである

に加えて、 7人に1人は死亡する可能性があるという推定がある。 の酷暑時に2時間屋外に をつくり、 事例が真夏に起き、 断水をすべきかどうかの判断は難し また、 熱中症という深刻なリスクも生じることになる。 多くの店舗や事業所は水が使えず営業を停止せざるをえなかった。 断水という判断が下されたら、水が使えな いると、高齢者3万7000人に1人が熱中症になり、 V. ح 0) 利根 ĬП 0 この事故は5月に起こっ 事例で は、 V 多く 不便さといった社 0 人が 熱中 水所 会的 に長 症になった もしも コスト 37 0 $\tilde{\mathbb{C}}$

者の大半が答えている。だがその一方で、 準を満たしていなくても、 かという不安も持っているようだ。 この事故後、 国立保健医療科学院の大野浩一氏らが実施したアンケー 洗濯やトイレに利用できる水質であれば、断水しないでほしいと回答 水道水質基準を満たさないと健康を害するのでは トによ いれば、 水道水質基

性の観点からの基準も、急性毒性/閾値がある慢性毒性/閾値がない慢性毒性に分けられ 前述したように、水道水質基準値には安全性と性状とい う二つ 0 観 点からの 基準 が あ る。

聞けば、 の冒頭で紹介した「DHM !がある場合は水をたった一度飲むだけで深刻な影響が生じる可能性があるし、 どうしても直観的な恐怖感が喚起されてしまうが、 短期的に基準値を数倍ほど超過しても、生じるリスクは無視できるほど小さい 〇」のジョークのように、 耳慣れない 実際には、 化学物質が基準値を超過し 水道水質基準值超過 慢性毒性 。この章 7の影 たと

ヒ素 6関値な の慢性毒性

あるという考えにもとづい

て管理される。

閾値なしの

発が

ん性物質の場合は、

非常に少ない摂取量でも、

わず

かながら発が

0)

可能性が

87

88

れるリスクの物差しである。 なお、 ここでいう「10以下」とは、すべての物質の リスクの合計を10以下にするという意味で

基準値を決めるうえで非常によく

にするという考え方である。 はなく、一つの媒体(ここでは水道水)に由来する、 臭素酸という物質の例を見てみよう。 水道水の処理方法には、凝集、 一つ一つの物質の 沈殿、 リスクをそれ だれ 10以下

験では発がん性があることがわかっており、ヒトに対しても発がん性が疑われている。 で臭素を含んでいる場合、 い、水の安全性を高め、 オゾン処理や活性炭処理などがある。これらの追加的な処理を高度処 オゾン処理を行うと、臭素酸が生成されてしまう。 おいしくするために行われるのだが、水道水源が海水などの影響 臭素酸は、

った通常の方法に加え、

臭素酸の基準値は、 動物実験で見られたがん発生率から算出されている。 オスのラット を五

と計算されたことから、 のグ がん発生率が増加した。発がんリスクでに相当する摂取量が一日当たり0・000357 ループに分け、 濃度の異なる臭素酸を100週間にわたって飲み水に混ぜて与えたところ、 体重50㎏の人が毎日2L飲むと仮定して基準値を計算 kg

$0.000357 \text{mg/kg} \times 50 \text{kg/2L} = 0.01 \text{mg/L}$

V という計算から0・01嘅/Lと定められた。 ても、 これと同様の算定方法が用いられている。 この ほ か 0) 、閾値が な い発が ん性物質 0 基 準値 つ

まざまな地域において、 れている。 臭素酸とは趣を異にする算定方法がとられてい ヒ素に発がん性があることは明らかだが、 ヒ素で汚染された井戸水を飲んで皮膚がんなどが増加した事例が報告さ この物質の基準値につい る 0) が ヒ素の基準値 心である。 ては、 発が 世 んリス さ

されなかった。その理由としては、ヒ素の発がん性のリスク評価にはかなりの不確実性があるこ にその見直しがなされたが ク10に相当する値を設定するという従来的な算定方法は採られていな 本でも1993年に0・05暭/Lから0・01暭/Lへと基準値が強化さ (数値は変更されず)、発がんリスク口をもとに設定する方法 0 は採用 0 3

第3章 たしかに、 ヒ素の発がんリスクの機構や評価手法には不確実性がある。 ヒ素を除去するのは現実的に困難であることが挙げられている。 だが、 的 な方法で

基準値を設定されたほかの化学物質も、

むしろ

発がんリスク評価にはかなりの不確実性がある。

1]

ッ

チ

・二だが、

30年近く無視された)。

もっとも、

紀元前の頃から戦争

タがあるという点では、

ヒ素は

知見が蓄積され

ていると

V

ってもい

実態

値は、

سلح

90

保護庁 ろう。 れまでの0 要するコストと、 きわめ ような根拠に乏し て難しく、 しかし、 (E P A) . 0 5 基準値を守るには、 人々の支払い意思額とを比較・分析するというプロセスを踏まえたうえで、 は飲料水中の 守ることができない基準値を設けても意味がないのである。 mg **Lから** い基準値 Õ ヒ素濃度の基準値について、 ٠ $0\\1\\\mathrm{mg}$ で、 技術やコストが必要である。 水道水 /Lへと改定している 0 安全が確保 できる 除去施設の設置などの (結果的 Ď ヒ素を飲料 か、 と思わ に日本の 水 ちなみに米国環境 から除去する n と素 る読者 í リス 0 水道水質 ク 削 Vi のは る

に取り込む量のほうがはるかに多い ヒ素に関しては水道水よ 日本では現在のところ見られない ŋ Ŕ のだが、食品中のヒ素をリスクに応じて厳しく管理するとい 第2章で述べ たように コメ やひじきなどの 食品から 人体

基準と同じ値である)。

病原性微生物に関する基準の塩素 の

水道水質基準51 くに重要なのは病原性微生物の項目だ、という思い入れを持つ人は少なくない いたる。 た水は、たった一度飲んだだけでも下 の 項目の か こうした感染症に関連した基準としては、 1番目と2番目に記載されていて、専門家にも、 病原性微生物につい ても水道水質基準値が定められ 痢などの感染症が生じる場合があり、 一般細菌と大腸菌がある。 水道水質基準に 7 いる。 病原性微 それ だれ がは急 てと

いうの の水道の状況に は、 ñ, なかなか考えにくいかもしれない。 赤痢や腸チフスなどの水系感染症(水を飲むことでかかる感染症) 慣れ ていると、 水を飲んで下痢になるとか、 しかし、 たかだか6年前には水道の普及率 運が悪ければ 死に至ることが

の患者は

は 30

%程度であ

どの 症状が出 10万人以上も発生していた。 が壊 た事例は毎年起きて 気れたり、 消毒剤を入 実はいまだに、 いる。 'n 大半は、 なかったりしたことで起きたものである。 飲み水が原因で病原性微生物に感染 比較的規模が 小さい施設や飲 用 并 戸 などに お

水道水の基準値 第3章 Ł た水を飲むとコレラに感染することを初めて明らかにしたのは、 30年ほど前 った。 ・スノウである。 口 のことだった(ちなみにコッホに先んじて、 ベルト・ コッ 彼は麻酔法の確立に貢献した人物として知ら ホによってコレラの原因がコレラ菌であることが コレラ菌を最初に報告 19世紀半ば れるが、 疫学 突きとめ 0 1 調 した ギ 査 IJ. 0) 6 \overline{o} ス 創

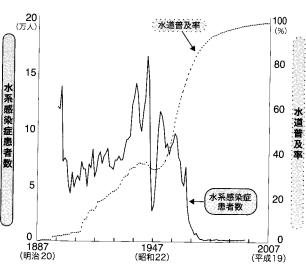


図3-2 水道の普及率と水系感染症の患者数 1940年代後半に患者数が激減しているのは、戦後のデータ不足のためと 考えられる。 関係を示 た。 スが かり、 うだか 年代以降、 の普及率 などでの どで消毒したり って、 げ込むと 糞便を相手 ことは 劇的 徐

水の浄

消毒というプ

口

セ

死亡率

が低下

することがわ

することで、

感染症

々に導入されるよう

近代以

降

0

B O

本

水系感染症

患者

に減少した。

これにはGH

したもの

である。

9

5

0 0

水道の

普及とともに患者

水を砂

で濾過

塩素な

なん

とな

知 が

6

たの

3

ス

ゥ

Ó

活躍によ 7 汚 う戦略

た水

がとら

n る

て

(連合国軍総司 であ は Ġ う位置づ づけら 遊離塩 った。 ように G Η 蛇口水での 7 けではな 素濃度を浄水場 Q指令と米軍の野戦基準にあ 令 いる。 値は米軍 が 世界的に見れ 水道の 塩素濃度を規定 が)、 が野戦で用い 0 塩素消毒を徹 蛇口水中 水で2端 ば、 浄水場での塩素濃度を定めてい している国は非常に珍し ったの 一定濃度以上の塩素が含まれ 底するように指示 た基準にもとづ 蛇口 である 一水でも (なお現在では、 て 4 mg 14 る。 Lに保持するようにと る国 現在 一界でも稀 ることが 大きく 蛇 がほ でも П 水中に必要な なこ とん 水道法によ (水道水質 0) だであ 方法 T 4

基準と の指令

V

って義務

Н 本

抦原性微生物 に関 する基準の 般細菌と大腸

遊離塩素濃度は0

mg

L以上にまで下がっ

7

V

る

水道水の基準値 すに ざまなも は 口 は 不可 ゥ 痢などの感染症を招 10 それに備えて毎日 能と Ŏ t ル な が スやE型肝炎ウ V あ V ŋ は て それら 0 14 病 10 t つ 0 原性微生物には、 から 0 0 スなどの 病原 水 つの で 性微 0 測定する必要があるからだ。 存在量をす ライ 0 生物 t ル の水を使って検査することは事実上、 ス、 をとっ 赤痢菌、 ベ て把握 ク ても、 ij プト ジオネラ属、 その スポリジ 基準を設け 存在量が 汚染は ゥ 厶 十分 ると など 突発的に生じることも ル モネラ V3 0) 原 うことは現 など ない 虫など、 無理である。 ことを示 0 実的 さま 菌

が

?使用

7

13

戸

第3章

汚染の有無を調べるという検査方法が用いられている。そのために測定されるのが、一

ている。 いるか、水の浄化・ したときにコ あ 数である。 糞便中に存在量が多く測定しやすいこと、 ロニー 一般細菌や大腸菌とは特定の菌を指すのではなく、 消毒が機能しているかを判断するために用いられ、「代替指標菌」と呼ばれ (集落) を形成する菌の総称である。 自然環境および浄化・消毒に対するふるま これらは水道水源が糞便に汚染されて ある特定の温度下で培養

がほかの病原性微生物と類似していることなどが、代替指標菌として選ばれた理由である。

記している。コッホといえば、感染症の病原体を特定したことから、なんとなく理学的 根拠となったのはコッホによる調査であり、彼は論文『水の濾過とコレラ』において、 ジがあるかもしれないが、浄水場における調査と疫学的な結果を照合するという実務的に優 一般細菌が1mあたり100個以下になるまで水を濾過すれば、経験的にコレラが発生しないと 一般細菌の数は、 日本の水道水質基準値では1mの水に100個以下と定められている。 浄水場で なイメー

過する緩速濾過といわれるものだった。しかし、現在の日本では、急速濾過 このときコッホが調査した浄水場で用 濾過速度が速い)が主流であるうえに、塩素による消毒が必須であり、 いられていた濾過方法は、ゆっくり 嵵 コッホの調 間をか (凝集剤が添加さ it .て砂 査のとき で

センスも兼ね備えていたのである。

と、と定められている。注目すべきは「100瓜」という数字である。「1mの水から検出され 業体で検査が可能な水量、 理由で100 る水量が多ければ多いほど、わずかな汚染でも感知できるようになるからだ。では、どのような ない」ことと「100㎡の水から検出されない」ことは、意味するところが異なる。 あって、現在も水道水質基準の項目に「一般細菌」が維持されている、というのが実情なのである。 いのだが、 とは条件が大きく異なっている。その意味では、一般細菌を代替指標菌とする意義は今日 これまで長きにわたって実務上使用されてきてデータや知見が蓄積されていることも 大腸菌を代替指標菌とする水道水質基準は、 Mと決められたのだろうか。じつは、そこには明確な根拠はなく、 という現実的な理由だったようだ。 100mの水から「検出されない」こ つまり、 感染リスクが十分に低く すべての水道事 試験に用い では弱

さにもとづいたものではなく、 代替指標菌による水道水質基準とで管理されているが、その根拠はいずれも、 ように日本の水道水の病原性微生物は、 経験則によって実務的に設定されている。 蛇口水での塩素濃度と、 般細菌と大腸菌 感染リスクの 大き

なることを約束しているわけではないのである。

塩素消毒や、 病原性微生物に関する基準6クリプ 代替指標菌による検査をすり抜けてしまう病原性微生物がい ŀ スポリジウ ム対策

. る。

その

つである

覚症状がない場合もあること、

第3章

提言に主体的に関わった衛生工学の専門家チャールズ・ハース氏本人が、

「10の感染リスク」が広く知られるようになった1990年代後半になると、

「感染」のリスクを指標とすることとした。

合計患者数が、

年間で1万人におよそ1人程度の割合だったことにある。

さらに、

感染しても自

の確

患者数の報告値には不確実性があることを考えて、「発症」

年に埼玉県越生町で大規模なクリプトスポリジウム感染が発生し、

9000人近くが下痢などを発症した。

これを契機に、

日本でも水道水の安全

町民約1万4

В

96

体制の見直しが進められた。 水道水中のこうした塩素耐 性 のある病原性微生物に は、 次 のような対策がとら n て U

000人のうち、 本では1996

に機能し、水の濁り することは現実的に難しいし、代替指標菌で判定することもできない。そこで、 ポリジウムと直接的に関係があるわけではない。 施設から出る水の「濁度」にもとづいて管理している。濁度とは水の濁りの指標で、 と考えたのである。 そして、 水道原· 最も汚染の可能性が高い 水 0 が十分に取れていれば、 種類と代替指標菌 コッホが一般細菌の数でコレラ発生の有無を判定したのと似てい レベル4に対しては、浄水場での濾過施設の整備と、 の 存在 クリプトスポリジウムも十分に除去できてい 量によって、 しかし、 クリプトスポリジウムの数を毎日測定 汚染の 可能性を4段階に 濾過施設が十分 レベ クリ ル **゚**プトス 分け 濾過

ことになるが、 などを参考に定められた。水道水質基準値では2度だから、 に1人も感染してよい、とはかなり緩い(リスクが大きい)ように感じるかもしれない るリスク」(10の感染リスク)を受け入れられるレベルと考えて計算されている。 %という除去率が、処理技術の基準となっている。この除去率は「年間で1万人に1人が感染す なり進んでいる。 の厳しい基準をクリアするため、 ここで定められた濁度の値は0・1度以下というもので、 病原性微生物への対策を、 これを達成することは容易ではない。この 日本の浄水場でもこの値を維持することは技術的に可能、 醸成されてきたもので、その根拠は、実際に報告されたさまざまな水系感染症 たとえばクリプトスポリジウムに関しては99%、 浄水場の処理技術によって講じるというアプロー 比較的小規模の浄水場を中心に膜濾過設備が普及していった。 「年間10」という感染リスクの値は これは米国ミル かなり厳しい管理が求め ウイルスに との判断があった。こ ウォ ・チは、 関しては9・99 年間で1万人 米国 られている 1 9 8 [ではか Ŏ 年 0

97

その

このリスクに疑問を呈

拠の記載は見つからなかったが、

前述の全体平均

「53・3 kg」を、

計算を簡単にするために、

00人に1人(10) に1人くらいであり、 ている。 その後 リスクレ の知見の蓄積を踏まえて計算しなおしてみると、実際の患者数は年間 対策 あるい ベルを緩めるような提案は受け入れにくい 上のコストも考えると、受け入れられる感染リスクレベ はもっと緩いレベルにしたほうがよいのではないか、 のか、 いまだに年間感染 ル は年 と述べた 蕳 ō ŏ 1 1] 0 0 98

スク10が広く使われているのが実情である。 受け入れられるリスクレベルをどう設定するかに ついては議論 が あるも Ŏ 0米国 が病原

も日本も、 生物について、 して基準値を設定しているという意味では変わりはない。 病原性微生物の感染リスクそのものを測定するのではなく、 感染リスクにもとづいた基準を明確に打ち出していることは注目 実際に生じた感染事故 浄水場の処理技術を考慮 の患者数などを に値する。 米国

よって感染リスクにもとづいた管理手法が提案されてはいるものの、 日本の水道水質基準では、 受け入れられる感染リスクを明示しているか、という点で大きな違いがある。 病原性微生物の感染リスクは依然として不明のままである。 「基準値」という形で社会 専門家に 現在の

日本では、 見ても、

日本の水道水の感染リスクが米国と比べて高い、

とは筆者は思わない

0

しかし、

米国と

実装されるまでには至ってない

日本人の平均体重は

重」については、

メを食べた場合」などの仮定が必要となる。このときの体

値を算定するときは「体重50㎏の人が一日に150gのコ

第2章でも紹介したように、

食品中の化学物質の基準

たとえば産業技術総合研究所による曝露係数調査では、 さまざまな分野で使用される値が異なっている。 代表するものでなければならないが、このうち「平均体 字を「曝露係数」 重「50㎏」や、コメを摂取する量「150g」などの数 16歳以上の平均体重は男性が64・ と呼ぶ。 曝露係数は当然、 0 kg で、 日本人を

52・7個となっている。 残留農薬基準値の算定など、食品衛生法に関する場合は、 これは2000年の厚生労働省による国民栄養調査を根拠としている。 標準体重として53・3㎏が使用される。

た日本人全体の平均値だからである(小児平均15・1㎏、 合の急性的な影響ではなく、一生涯、 998~2000年の国民栄養調査の結果から決定された。少ないように感じられるが、それは子供も含め 水道水質基準や環境基準の健康項目は、 AD- (→第5章) などの摂取許容量は、 摂取を継続した場合の慢性的な影響をもとに判断されるからである。 平均体重を50㎏と仮定して決定されている。 妊婦平均55・6㎏)。 突発的に高濃度の化学物質を摂取 なぜ小児のみを考慮 その明確な根 した基

もしくは安全側

された。

違いがあるのを発見すると、基準値マニアたる筆者はニンマリとさせられるのだ。 に考えるために数字を丸めたものかもしれない。このように、同じような分野でも基準値の計算方法に微妙な

されていて、 ったく問題ない さ」ではなく「定員」で規制されているので、 計算されている。これは53・3㎏に、 健康関連以外の分野をみると、 建築基準法にもとづき平均体重65㎏が使用されている。これは成人男性の利用を想定したものだ (加速やブレーキには注意が必要だが)。 しかし、エレベーターの定員は人数ではなく重量で管理 乗用車の車両総重量は、車両重量+(乗車定員×平均体重55㎏)として 服や手荷物などの重さを上乗せしたものだろう。ただし、 定員5人の乗用車に100㎏の大人が5人乗っても法律上はま 乗用車は「重

係数では80㎏の使用が推奨されている。 83・8㎏に変更され、そのぶん定員を減らさなければならなくなった。 76~1980年の調査をもとに、成人の平均体重は71・8㎏(男性78・1㎏、 このように、 世界に目を移すと、 30年後の2007~2010年の調査によって男性8・6㎏、 WHOの飲料水水質ガイドラインでは、60㎏が採用されている。米国では、 船舶の定員を計算するための平均体重も、2011年に2・5㎏から 女性75・3㎏と大きく増加し、最新の曝露 女性65・4㎏) とされていた 以前は19

は場合によってさまざまに違う。このような数字を見たときは、 平均体重にどの値を使うかは、規制に影響する大きな問題でもあるのだ。そして、その数字 ぜひその根拠にまで想いをめぐらせていただき

放射性物質の基準値 「暫定規制値」とは何だったのか



2011年3月11日に発生した東日本大震災にともなって起きた福島第一原発事故ほど、

「暫定規制値」

への疑心暗鬼

人に「基準値」についての問題を突きつけたものはないだろう。 日本

福島県はもとより、 らは基準値を超える放射性物質が次々に検出され、 原発から放出された放射性物質は、 関東地方ほか周辺地域をも広範にわたって汚染した。農作物や水道水などか 風によって大気中に拡散し、 人々の生活の根幹となる飲食物の安全が脅か 雨によって地表に降下